

令和3年度

第9回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年12月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第9回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	11件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について（一時転用）	5件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	1件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	17件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	36件
報告第4号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	22件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	2件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	梶本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	長圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第9回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 4番 齊藤 元治 委員

議席番号 5番 清宮 恵理子 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第5項の権利者が、猪野 桃夫委員のご親族となっております。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、猪野委員にご退室いただいた上で、第5項を審議、採決し、その後、猪野委員に再入室いただき、残りの議事を審議、採決することとします。

それでは、猪野委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場

———— 猪野委員退室 ————

議長
(長谷部会長)

それでは、第5項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書3ページをご覧ください。 第5項です。 お手元の資料11ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区富田町に在住の方が、義務者であります千葉県東金市に在住の方ほか1名の方が所有する若葉区富田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 申請地の取得後の作目は、キャベツ、ブロッコリーを予定しております。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。 ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第5項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第5項について許可と決定いたします。 それでは、猪野委員にご入室いただきます。</p>

<p>議場</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p style="text-align: center;">——— 猪野委員入室 ———</p> <p>それでは、議案第1号の残りの議事について、説明をお願いいたします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区土気町に本店の所在する法人が、義務者であります中央区宮崎2丁目に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、みかんを予定しております。</p> <p>議案書1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第2項です。</p> <p>本案件は、第3項と一体案件となりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料7ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区横戸町に在住の方と、千葉県船橋市に在住の方が、義務者であります花見川区横戸町に在住の方が所有する花見川区横戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ナス・キュウリなどの夏野菜、柿・ブルーベリーなどの果樹、水稻を予定しております。</p> <p>つぎに第4項です。</p> <p>お手元の資料8ページから10ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区古泉町に在住の方が、義務者であります若葉区古泉町に在住の方が所有する若葉区古泉町、同区富田町及び同区中田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p>
---	---

事前審査第1班
(高橋班長)

議案書3ページをご覧ください。

つぎに第6項です。

お手元の資料12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります千葉県四街道市に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、人参を予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

つぎに第7項です。

お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区大木戸町に在住の方が、義務者であります緑区大木戸町に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、落花生を予定しております。

つぎに第8項です。

本案件は議案第5号第1項と関連案件となっておりますので、議案第5号第1項の時に一括して説明させていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

つぎに第9項です。

本案件は議案第5号第2項と関連案件となっておりますので、議案第5号第2項の時に一括して説明させていただきます。

つぎに第10項です。

本案件は議案第5号第3項と関連案件となっておりますので、議案第5号第3項の時に一括して説明させていただきます。

議案書6ページをご覧ください。

つぎに第11項です。

本案件は議案第5号第5項と関連案件となっておりますので、議案第5号第5項の時に一括して説明させていただきます。

事前審査第1班 (高橋班長)	<p>事前審査第1班としましては、第5項並びに第8項から第11項を除き、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
橋本委員	<p>議案第1号の第2項及び第3項関係でお伺いします。花見川区の下限面積は3000㎡以上で、親子が従事する場合は足して下限面積をクリアすれば可とされているようだが、今回の場合、親が市内で、子が市外在住であり、住居が別だが、合算要件に該当するのですか。</p>
事務局	<p>農地法第2条第2項で定義される「世帯員等」は、住居及び生計を一にする親族と、「並びに」以下で規定される2親等以内で農業を手伝っている方であるので、今回の場合、問題ありません。</p>
清宮委員	<p>第1項についてお伺いします。収支（売上計画：経費計画）がマイナスになっており、一方で役員報酬が高額だが、問題はありませんか。</p>
事務局	<p>役員報酬については、減額する方向で、収支については黒字化をめざして改善していく旨の説明を受けています。</p>
清宮委員	<p>経営者と販売先の親族的な関係はありますか</p>
事務局	<p>法人としては別組織になります。経営者については確認していません。</p>

議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について、第5項並びに第8項から第11項を除き、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第4項、並びに第6項から第7項について、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (高橋班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料は14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、貸寄宿舍用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から北東に約1.1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と診療所があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準である、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p>

	説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (高橋班長)	ご説明いたします。 議案第3号ですが、第1項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。
	議案書8ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 お手元の資料15ページから19ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。 本案件は、特定建築条件付売買予定地並びに公園用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、JR誉田駅から北西に約900メートルに位置する

<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は山林が広がっております。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>つぎに第2項です。</p> <p>お手元の資料20ページから25ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、通帳の写し、融資証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約1.4キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地と住宅、事業所が混在しております。</p> <p>被害防除については、ブロックおよびフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第3項です。</p> <p>本案件は、第4項および第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料26ページから30ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地とするため、所有権を移</p>
---------------------------	---

事前審査第1班
(高橋班長)

転するものです。

申請土地は、JR浜野駅から東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

つぎに第6項です。

お手元の資料31ページから34ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南東に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は住宅が広がっております。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書の11ページをご覧ください。

つぎに第7項です。

お手元の資料35ページから38ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付してお

事前審査第1班
(高橋班長)

ります。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約3.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地が広がっております。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

つぎに第8項です。

お手元の資料39ページから40ページをご参照ください。

本案件は、特定建築条件付売買予定地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成幕張駅から北に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と税務署があることから第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書の12ページをご覧ください。

つぎに第9項です。

お手元の資料41ページをご参照ください。

事前審査第1班
(高橋班長)

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、J R 誉田駅から東に約 8 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 5 0 0 メートル以内に小学校と医院があることから第 3 種農地と判断しました。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

つぎに第 1 0 項です。

お手元の資料 4 2 ページから 4 3 ページをご参照ください。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、貝塚インターチェンジから南西に約 1 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、概ね 3 0 0 メートル以内にインターチェンジがあることから、第 3 種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書の 1 3 ページをご覧ください。

つぎに第 1 1 項です。

お手元の資料 4 4 ページをご参照ください。

本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成大森台駅から南に約 1 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 5 0 0 メートル以内に小学校と幼稚園があることから第 3 種農地と判断しました。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第1班 (高橋班長)	事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
議長	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号各項について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号については許可と決定いたします。
	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。
事前審査第1班 (高橋班長)	ご説明いたします。 議案書の14ページをご覧ください。 第1項です。 併せて、資料の45ページから47ページの位置図、公図、土地利用計画図、本日、追加資料として机上配布させていただいた残高証明書をご覧ください。 本件は、権利者である花見川区大日町に所在を置く法人が、申請

事前審査第1班
(高橋班長)

地である若葉区小間子町の畑について、周辺農地より低く窪地となっているため、埋立てし嵩上げすることで耕作に適した農地にしたいというものです。

また、耕作に適した表土部分については、埋立て前にすき取りし、嵩上げ後に表土部分へ埋め戻します。

また、申請地までの進入通路の確保については、本年11月に開催されました、第8回総会議案第4号で承認されております。

施設の概要としましては、

事業面積は10,297平方メートルです。

被害防除対策としては、雨水排水は自然浸透とし、オーバーフロー分は申請地の周囲に素掘り側溝を設置し隣接する北側の山林へ今までどおり流します。

なお、工事期間中の雨水排水対策については、申請地の周囲に素掘り側溝を設け、流末に仮設沈砂池を設置します。

また、工事完了後に北側にできる法面の高さが5メートルとなるため、法面の角度を29度以下とし、崩落がないよう種子吹付処理を行います。

一時転用期間は、令和3年12月22日より令和4年11月21日までです。

他法令関係につきましては、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に該当し、現在手続き中です。

なお、所要金額に対し、残高証明書の残高が不足しておりますが、工事が確実に履行される裏付け資料として、キャッシュフロー計画書及び「建設発生土受入契約書」を許可申請時に提出されており、工事期間中に資金ショートが起こらないことを確認しております。

続きまして、第2項です。

併せて、資料の48ページから50ページをご覧ください。

本件は、鳥取市若葉台南に所在を置く法人が、若葉区佐和町の畑7筆において、既存の営農型太陽光発電設備用地に係る一時転用許可の再取得（期間の更新）をするものです。

施設の概要としましては、パネルの設置面積3,912平方メ

事前審査第1班 (高橋班長)	<p>ートルです。</p> <p>農地接地面積19.02平方メートルです。</p> <p>発電出力は49.5キロワットです。</p> <p>一時転用期間は、令和4年1月20日から令和7年1月19日です。</p> <p>なお、申請土地の下部の農地での営農作目はヒサカキです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
梶本委員	<p>第1項ですが、本案件は、残土の搬入をするようですが、農地法だけの関係だけではないと思います。残土処分などで、千葉市の中で指導している部署はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>300㎡以上の土地に土砂等の搬入を伴う場合は、産業廃棄物指導課が所管する土砂条例の許可が必要となります。産業廃棄物指導課が主体となって、関係各部署に対して事前協議を行って意見を求めます。その後、関係部署からの意見で問題がなければ土砂条例が許可されることとなり、併せて農地法の許可も必要となることから、今回、申請を受け付けております。</p>
梶本委員	<p>わかりました。産業廃棄物指導課が埋め立ての高さや勾配などの指導をしているということですね。</p>
事務局	<p>土の成分なども含め、産業廃棄物指導課の方で指導しております。</p>
長谷川委員	<p>残土処分の場合、許可を得ていれば、石やコンクリートなどが入っていてもいいのでしょうか。</p>

事務局	土の成分については、産業廃棄物指導課の方で見ており、残土ではありますが、ガラなどは含まれておりません。
横山委員	第2項について、2回目の更新だが、営農作物とその実績と評価についてお伺いします。
事務局	今年2月の設置者からの下部農地での営農状況の報告でヒサカキ栽培に作物変更したい旨の軽微な変更が提出されております。 それ以前は、ブルーベリーとミョウガを植えていましたが、2、3年前の台風、大雨の影響で思わしくできなかったとのことでヒサカキ栽培に変更しております。現地調査も実施しましたが、ヒサカキが栽培され、一通りの管理はされておりました。
横山委員	実績ゼロの状態で作物変更になることについて、事務局として問題意識等はありませんか。
事務局	実績については、収穫できるまで5年程度かかるので、見守っていきたいと思います。
横山委員	次回の更新も収穫ゼロの状態、作物の収量がないまま、ずるずると更新が繰り返されることを危惧しています。
清宮委員	第1項で、北側との法面の高低差5mと聞いたが、隣接地との日照等に影響はありませんか
事務局	日照については影響はありません。
議長 (長谷部会長)	ほかに質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	————— 挙手 —————

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページから17ページをご覧ください。</p> <p>第1項から第5項です。</p> <p>資料は51ページから53ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。</p> <p>第1項から第5項までは関連案件です。</p> <p>はじめに、資料の53ページの「土地利用計画図」をご覧ください。</p> <p>申請内容の概要についてご説明いたします。</p> <p>本件は、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用許可後に設置者の変更が生じたものです。</p> <p>上段が変更前、下段が変更後となっております。</p> <p>上段に記載の変更前の営農型太陽光発電設備につきましては、記載のとおり2法人が設置者となっております。</p> <p>下段に記載の変更後につきましては、新たに個人2名と3法人に設置者の変更されるものです。</p> <p>また、設置者の変更に伴いまして、営農型太陽光発電施設を設置している上空部分について、あらためて、変更後の権利者が区分地上権を設定するため、議案第1号第8項から第11項において、併せて、ご審議いただくものです。</p> <p>それでは第1項です。</p> <p>第2項と申請地が一緒のため一括してご説明します。</p> <p>本件は申請地を二分割し営農型太陽光発電設備の設置者をそれぞれ</p>

<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>れ変更するものです。</p> <p>設置者の変更理由としましては、変更前の権利者の破産手続き開始により事業の継続が困難になったためです。変更内容につきましては議案記載のとおりです。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>設置者の変更理由としましては、同じく、変更前の権利者の破産手続き開始により事業の継続が困難になったためです。</p> <p>変更内容につきましては、議案記載のとおりです。</p> <p>次に第4項です。</p> <p>設置者の変更理由としましては、同じく、変更前の権利者の破産手続き開始により事業の継続が困難になったためです。</p> <p>変更内容につきましては、議案記載のとおりです。</p> <p>なお、本件につきましては、義務者が変更後の設置者となることから、施設の概要に記載の①賃貸借権は解消されることとなります。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>設置者の変更理由としましては、グループ会社である第1項から第4項記載の変更前権利者の破産手続き開始により事業の継続が困難になったためです。</p> <p>変更内容につきましては、議案記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第1項から第4項までの中で、変更の理由が破産とありますが、破産開始日から今までの間、どのような手続きがされていたのでし</p>

梶本委員	<p>ようか。</p> <p>もう1点は、設置者が今回変わるため、変更後の作目を教えてください。</p> <p>それから、資料に継承した会社の残高証明の添付がありませんが、今回、設置者が変更となり引き継いでいくため、必要になると思いますが、事務局としての考えを教えてください。</p>
横山委員	<p>事務局からの説明にあたって、今回の案件について、当初の許可の時期とその後の事業の実施状況を先に説明していただいた方が分かりやすいと思います。</p>
事務局	<p>経緯ですが、当初の許可は平成27年です。2回目の更新が今年の3月です。その後、6月に破産手続きが開始されております。おっしゃるとおり、破産が開始されてから速やかに設置者の変更の手続きをしていただきたかったのですが、今回、遅れての申請となっております。理由としましては、破産が開始され、事務が多忙で書類の整理に時間を要したと申請者から聞いております。事務局としても、二度とこのようなことがないように約束させた上で、関係者より申請書と併せて始末書を提出させております。</p> <p>変更後の作目については、今年3月に耕作者の変更がありましたが作物の変更はなくミョウガ栽培を引き継いでおります。</p> <p>残高証明書の添付につきましては、設置者の変更のため、設置にかかる費用の分としてではなく、20年後の売電終了後、施設の撤去にかかる費用に相当する残高があるかについての書類の提出を受け確認しております。</p>
梶本委員	<p>来年4月から撤去費を積み立てる指導が資源エネルギー庁で始まるため、撤去が行われぬという不安は減じられると思うが、今後、このような手続きの遅れがなきよう速やかな手続きを指導してほしい。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>千葉南税務署管内の相続税の納税猶予を受けて、20年経過予定案件です。</p> <p>第1項です。</p> <p>緑区おゆみ野町南在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区越智町の田11筆、合計面積10,512平方メートル及び同区同町の畑16筆 合計面積12,415平方メートル、同区平川町の畑3筆、合計面積5,949平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、令和3年11月15日の現地調査により、長崎推進委員に確認していただきました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 質問・意見等なし ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">—— 挙手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項及び第3項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
議場	<p style="text-align: center;">—— 佐々木委員退室 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは初めに、第1項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (高橋班長)	<p>ご説明いたします。議案書の19ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第1項は、若葉区下泉町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積5,745平方メートルを、同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。</p>

<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p> <p>第3項の審議に移りますので、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 佐々木委員入室 ——— ——— 高橋委員退室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第3項について、事前審査第1班から、説明をお願いします。</p>

事前審査第1班 (横山委員)	<p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>第3項は、若葉区中野町在住の農家の方が、同区和泉町在住の方が所有する同町の田4筆、合計面積4,112平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
議場	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙 手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、第3項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、残りの審議に移りますので、関係委員にご入室いただきます。</p>

<p>議場</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p style="text-align: center;">——— 高橋委員入室 ———</p> <p>事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p> <p>議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>第2項は、若葉区千城台南在住の方が所有する同区下田町の田1筆、面積766平方メートルを、同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者は、当該農地を樹園地とし、「柿」を作付けするとのことです。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>第4項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区更科町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積3,059平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>第5項は、千葉県八街市在住の農家の方が、若葉区上泉町在住の方が所有する同町の畑4筆、合計面積5,238平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「植木の苗木」です。</p> <p>第6項から23ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他4名が所有する同町、谷当町、更科町の畑5筆、合計面積3,936平方メートルに賃借権を新規または再設定するもので、権利者の作付品目は「さといも、さつまいも、落花生」です。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>第11項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同区小山町在住の方が所有する同区板倉町の田1筆、面積1,628平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>第12項から第17項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会</p>
---	---

<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>が実施する農地中間管理事業に係る案件で、一括方式です。</p> <p>第12項は、花見川区花見川在住の農家の方が、同区宇那谷町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積1,554平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ブロッコリー」です。</p> <p>議案書の25ページをご覧ください。</p> <p>第13項は、緑区おゆみ野中央所在の農地所有適格法人が、花見川区さつきが丘在住の方が所有する緑区平川町の畑1筆、面積1,983平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ブルーベリー、イチジク」です。</p> <p>第14項から27ページの第17項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区川井町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他3名が所有する同町、多部田町の田8筆、合計面積15,255平方メートルに賃借権を新規または再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>第1項から第17項までの合計面積は、43,276平方メートルです。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方</p>

議場	<p>は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、第2項及び第4項から第17項についても、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書の28ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、2件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の30ページまでに11件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、土地所有者以外の者が、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の35ページまでに36件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の36ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答については、</p>

<p>事務局</p>	<p>議案書の37ページまでに22件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の38ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）は、2件ございました。内容につきましては、11月の総会で審議されたもので、11月16日に千葉県農業会議より許可相当との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>横山委員</p>	<p>報告第4号についてお伺いします。今回農地判定の筆がいくつかあるが、当該地に対して、今後どのような指導をしていくのかお伺いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の案件は、荒れ方の程度がそれほどひどくなかったので農地判定としました。必要に応じて転用指導していくか保全の指導をしていきます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ほかに質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第9回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前 11時47分)</p>